

○世田谷区緑域環境維持農地制度実施要綱

平成5年5月10日世都農発第9号

改正

平成26年3月31日25世都農第404号

平成30年3月8日29世都農第449号

平成31年3月11日30世都農第419号

令和8年3月31日7世都農第567号

(目的)

第1条 この要綱は、地区外農地の急激かつ無秩序な転用を防止するとともに、地区外農地を災害対策用地として活用するために地区外農地において農業を経営する者に対して交付する世田谷区緑域環境維持農地補助金（以下「補助金」という。）について、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地区外農地」とは、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区以外の区域内の農地のうち区内に存するものをいう。

(緑域環境維持農地の指定)

第3条 区長は、区内に住所を有する者が農業を経営する地区外農地であって、次の要件を満たすものを世田谷区緑域環境維持農地（以下「緑域環境維持農地」という。）に指定することができる。

(1) 面積が150平方メートル（当該農地の隣地が生産緑地地区又は緑域環境維持農地である場合にあっては、100平方メートル）以上であること。

(2) 現に農業の用に供されていること。

(指定の申請)

第4条 区長は、前条の要件を満たす地区外農地において農業を経営する者が、緑域環境維持農地の指定（以下「指定」という。）を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付させた世田谷区緑域環境維持農地指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）を別に指定する日までに提出させるものとする。

(1) 案内図

(2) 登記事項証明書（全部事項証明書）

(3) 公図

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該指定を受けようとする農地が借地であるときは、当該農地の所有者の同意書を添付させるものとする。

3 前項の同意書は、世田谷区緑域環境維持農地指定同意書（第2号様式）とする。

(指定の決定及び通知)

第5条 区長は、指定申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、指定をすることに決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件を世田谷区緑域環境維持農地指定通知書（第3号様式）により、指定をしないことに決定したときは、その旨を世田谷区緑域環境

維持農地指定却下通知書（第4号様式）により速やかに当該指定申請書を提出した者に通知するものとする。

- （1）当該農地の線形、位置及び面積
- （2）当該農地における農業の経営状況
- （3）当該農地に係る転用計画の有無
- （4）前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 前項の規定による指定の決定には、次条第1項の規定による協定の締結を条件として付するものとする。

（協定の締結）

第6条 区長は、指定をしたときは、当該指定を受けた者と、次に掲げる事項を内容とする協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

- （1）当該緑域環境維持農地の適切な管理を行うこと。
- （2）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において区長が要請したときは、当該緑域環境維持農地で収穫される農産物を区に供給すること。
- （3）災害が発生した場合において区長が要請したときは、当該緑域環境維持農地を仮設住宅用地、復旧資材置場その他の災害対策用地の用に供すること。
- （4）緑域環境維持農地として維持することが不可能となった場合において、当該緑域環境維持農地を転用するときは、計画的に行うこと。

2 協定は、世田谷区緑域環境維持農地維持協定書（第5号様式）を取り交わすことにより締結するものとする。

3 区長は、第1項の規定により締結した協定の相手方（以下「協定者」という。）から同項第2号の規定により農産物の供給を受けたときは、災害の発生時直前の当該農産物の価額を基準として定めた額を協定者に支払うものとする。

4 区長は、第1項第3号の規定により災害対策用地として緑域環境維持農地を使用したときは、当該緑域環境維持用地に係る前年の農業所得を参考にして定めた額を協定者に支払うものとする。

5 第3項及び前項に規定する額は、協定者と協議して定めるものとする。

（緑域環境維持農地の調査）

第7条 区長は、緑域環境維持農地における農業の経営状況を毎年調査するものとする。

（維持命令）

第8条 区長は、前条の規定による調査により緑域環境維持農地における農業の経営が不適切であると認めるときは、協定者に対して世田谷区緑域環境維持農地維持命令通知書（第6号様式）により期限を定めて当該緑域環境維持農地における農業の経営を適切にするための処置をとるべきことを命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により協定者が必要な処置をしたときは、当該協定者に世田谷区緑域環境維持農地維持処置報告書（第7号様式）によりその結果を報告させるものとする。

（指定の変更）

第9条 区長は、協定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該協定者に世田谷区緑域環境

維持農地指定変更申請書（第8号様式。以下この条において「変更申請書」という。）を提出させなければならない。

- （1）緑域環境維持農地における農業の経営を第三者に承継しようとするとき。
 - （2）緑域環境維持農地における農業の経営を廃止し、当該農地以外の地区外農地について緑域環境維持農地の指定を受けようとするとき。
- 2 前項第2号の地区外農地が借地であるときは、当該地区外農地の所有者の同意書を変更申請書に添付させるものとする。
- 3 区長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請に係る事項を承認したときは、その旨を世田谷区緑域環境維持農地指定変更承認書（第9号様式）により当該変更申請書を提出した協定者に通知するものとする。

（指定の解除等）

第10条 区長は、協定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協定者に世田谷区緑域環境維持農地指定解除申請書（第10号様式。以下この条において「解除申請書」という。）を提出させ、指定の全部又は一部を解除するものとする。

- （1）緑域環境維持農地を公共の用に供することとなったとき。
 - （2）災害その他の事由により緑域環境維持農地において農業を営営することができなくなったとき。
 - （3）緑域環境維持農地に係る相続税を納付するために当該緑域環境維持農地を転用するとき。
 - （4）緑域環境維持農地が生産緑地に指定されたとき。
 - （5）前各号に掲げるもののほか、緑域環境維持農地における農業の経営を困難にする事情があると認められるとき。
- 2 区長は、解除申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは指定の全部又は一部を解除するものとする。
- 3 第1項各号に掲げる場合のほか、区長は、協定者が第8条第1項の期限までに同項の規定による命令による処置をとらないときは、指定の全部を解除することができる。
- 4 区長は、前2項の規定により指定を解除したときは、その内容を速やかに世田谷区緑域環境維持農地指定解除通知書（第11号様式）により当該解除申請書を提出した協定者に通知するとともに、当該指定に係る協定を解除し、又は変更するものとする。

（補助金の交付）

第11条 区長は、緑域環境維持農地における農業の適切な経営に資するため、次条から第31条までに定めるところにより、協定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の対象となる事業）

第12条 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）緑域環境維持農地の周囲に生け垣等を設置し、これを管理すること。
- （2）緑域環境維持農地における農業の経営に必要な消耗資材を購入すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長が相当と認めること。

（補助金の交付額）

第13条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、緑域環境維持農地の面積20平方メートルにつき1,000円を乗じて得た額と250,000円のいずれか低い額（以下「補助金限度額」という。）を超えることができないものとする。

2 前項の規定による補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第14条 区長は、補助金の交付を受けようとする協定者に、世田谷区緑域環境維持農地補助金交付申請書（第12号様式。以下「交付申請書」という。）を、補助事業計画書（第13号様式。）とともに、別に指定する日までに提出させるものとする。

（交付の決定及び通知）

第15条 区長は、交付申請書の提出があったときは、次に掲げる事項を審査し、補助金を交付することに決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区緑域環境維持農地補助金交付決定通知書（第14号様式。）により、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を世田谷区緑域環境維持農地補助金不交付決定通知書（第15号様式）により、当該交付申請書を提出した協定者に速やかに通知するものとする。

（1）補助事業の実施計画の内容

（2）緑域環境農地における農業の経営状況

（3）前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（補助事業の変更等の承認）

第16条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた協定者（以下「補助決定協定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、世田谷区緑域環境維持農地補助金補助事業変更・中止承認申請書（第16号様式）を、補助事業変更計画書（第17号様式）とともに提出させ、その承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（3）補助事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定により補助事業の変更又は中止の承認をしたときは、その旨を世田谷区緑域環境維持農地補助金補助事業変更・中止承認書（第18号様式）により、当該申請をした補助決定協定者に通知するものとする。

（事故報告）

第17条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助決定協定者に世田谷区緑域環境維持農地補助金補助事業事故報告書（第19号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助決定協定者に書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第18条 区長は、補助事業の進捗状況を的確に把握するため必要があると認めるときは、世田谷区

緑域環境維持農地補助金補助事業実施状況報告書（第20号様式）を提出させるものとする。

（遂行命令）

第19条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他補助決定協定者が提出する報告等により、当該補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助決定協定者にこれらに従って遂行すべきことを世田谷区緑域環境維持農地補助金補助事業遂行命令通知書（第21号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、補助決定協定者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助決定協定者に世田谷区緑域環境維持農地補助金補助事業停止命令通知書（第22号様式）により補助事業の一時停止を命ずるものとする。

（実績報告）

第20条 区長は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該補助事業の完了の日又は当該会計年度終了の日から30日以内に、補助決定協定者に世田谷区緑域環境維持農地補助金補助事業実績報告書（第23号様式。以下「実績報告書」という。）により補助事業の実績を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第21条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助決定協定者に世田谷区緑域環境維持農地補助金補助事業是正命令通知書（第24号様式）により当該補助事業を補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための処置をとるべきことを命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助決定協定者が必要な処置をしたときは、当該補助決定協定者に実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

（補助金の額の確定）

第22条 区長は、第20条第2項の規定による実績報告書の審査の結果、補助事業の内容が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、世田谷区緑域環境維持農地補助金交付額確定通知書（第25号様式）により、補助決定協定者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第23条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、別に指定する日までに補助決定協定者に世田谷区緑域環境維持農地補助金交付請求書（第26号様式）により当該補助金の支払いを請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第24条 区長は、補助決定協定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の

一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第10条第2項により指定の全部又は一部が解除されたことにより、第22条の規定により確定した補助金の交付額が補助金限度額を上回ることとなったとき。
- (4) 第10条第3項の規定により指定の全部が解除されたとき。
- (5) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が、著しく第14条の規定による交付申請の内容を下回るとき。
- (6) 第16条第2項の規定による補助事業の変更又は中止の承認を受けたとき。
- (7) 第21条第1項の規定による命令に従わないと認められるとき。
- (8) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (9) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助決定協定者に世田谷区緑域環境維持農地補助金交付決定取消通知書（第27号様式。以下「補助金交付取消通知書」という。）によりその内容を速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第25条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合（第10条第1項第3号に該当することにより補助金の交付の決定を取り消した場合を除く。）において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、補助決定協定者に補助金交付取消通知書により期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第26条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第24条第1項第5号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助決定協定者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助決定協定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第27条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助決定協定者の納付した金額が返還を命じた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第28条 第26条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金の一時停止）

第29条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助決定協定者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の範囲内においてその交付を一時停止することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第30条 区長は、第9条第3項の規定により承認した場合を除き、補助決定協定者に協定から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（書類の保存）

第31条 区長は、補助決定協定者に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

（委任）

第32条 この要綱の施行について必要な事項は、経済産業部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日25世都農第404号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日29世都農第449号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日30世都農第419号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日7世都農第567号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。